

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成14年姫路市条例第42号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第2条 条例第4条第2号に規定する縦覧の期間のうち、姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)に定める市の休日においては、報告書を縦覧に供しない。

2 縦覧の時間は、午前8時35分から午後5時20分までとする。

(縦覧の手続)

第3条 報告書を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧者名簿に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、報告書の縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 法第9条の3第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、報告書の縦覧等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。